スウェーデンにおける「企業の枠を超えた賃金交渉」 ——連帯的賃金政策の形成と変容——

藤 田 菜々子

I. 問題の所在

本稿は、2015年4月に亡くなられた松村文人教授の追悼論文である。松村教授が2013年に発表された最後の編著『企業の枠を超えた賃金交渉――日本の産業レベル労使関係』は、次のような問題意識に基づいて書かれたものであった。すなわち、戦後、日本の労働組合は、特定企業の正規従業員のみを組織化する企業内(別)組合として定着し、現在に至っているが、その性質は排他的・閉鎖的であり、賃金決定の場である団体交渉においても企業内(別)組合が交渉主体であるために、企業間の賃金格差がきわめて大きく、また、企業内でも正社員と非正規社員のような雇用形態間に大きな賃金格差がある。こうした状況は、産業別労働組合が団体交渉の主体となっている欧州とは異なり、問題含みである(松村2013、11)。

同著において松村教授は、日本でも企業の枠を超えて産業別組合の形成を目指す動きがいくつかあったことを歴史的・実証的に明らかにした $^{1)}$. 扱われたのは私鉄・石炭・ビール・金属機械・繊維・海運の6つの産業であったが、それらの産業では、賃金に関する産業レベル交渉が産業内の業種ごとに、しかも業種内で企業規模別に行われてきたということが示された (ibid. 219). 松村教授によれば、日本では1950-60年代に企業別交渉から統一交渉に向かう傾向が強ま 9^{2} , 60年代に産業レベル交渉のピークが見られた。しかし、それ以降、産業別交渉は後退し、企業別交渉へ戻る動きが強まった (ibid. 221).

もともとフランスの労働運動の研究をされていた松村教授が心に置き、今後のさらなる課題と考えられていたのは、国家間の制度比較研究であったと推測される。『企業の枠を超えた賃金交渉』の末尾には、韓国への言及があった。企業別組合から産業別組合への移行の試みは1960年代の日本で挫折したのに対し、2000年代の韓国では成功したが、その違いは何か、と

¹⁾ ここでは戦後の動きが検討されたが、戦前も含めた検討は、松村(2009)を参照、戦前に労働組合が法任されなかったこと、ならびに、大企業から産業別労働運動が排除されたことが重視されている。

²⁾企業別交渉とは、経営側と労働組合側の両主体が企業レベルにある交渉であり、統一交渉とは、それら両主体が産業レベルにある交渉とされる。

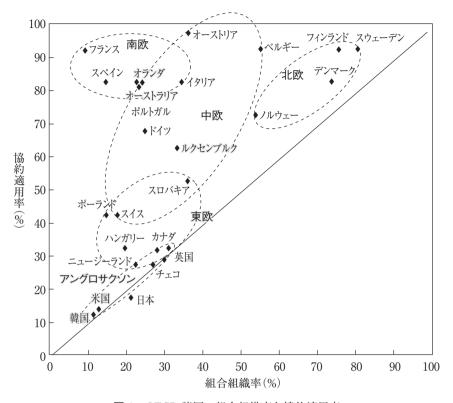


図1 OECD 諸国の組合組織率と協約適用率

(注) アングロサクソンの区分には、米国、英国、カナダ、ニュージーランドが含まれる. 韓国も含めてよい. ただしオーストラリアは中欧・南欧の区分に入ると考えられる. 日本は唯一 45 度の線より下に位置する. (出所) OECD (2004), *Employment Outlook 2004*. より作成

いう問いである. 同著において当面の答えとして示されたのは,経済的背景の違いであり,もう少し言葉を足せば,「1960年代の日本は高度成長下にあり,産業レベル交渉の動揺はすでに始まっていたとはいえ,賃上げは企業内交渉によって可能であるとの意識が支配的であった」(ibid. 223)のに対し,韓国では,1997年経済危機以降,規制緩和によって非正規化が進み,経済格差が拡大していたことであった.この論点は,遺作となってしまった論考「労働組合・労使交渉の日韓比較」(2015年)において,いっそう探究された.

フランスと日本に続き、韓国へと研究範囲を広められていた松村教授だが、その行きつく先には、必ずやスウェーデンの存在があっただろう。2009年の論文「フランス労働組合と団体交渉・社会保障——国家介入型労使関係のゆくえ」において、松村教授は一つの図を示していた(図1参照)。その図において、フランスと日本(および韓国)とスウェーデンは、3つの対照的な位置にある³⁾。前者 2 国 (3 国)の研究を手掛けられた松村先生にとって、残るスウェーデンや北欧諸国はいずれ取り組まれるべき研究対象だったように考えられる。

筆者は,経済学史を専門分野とし,スウェーデンの経済学者グンナー・ミュルダール(Gunnar

Myrdal: 1898-1987) の経済学説の研究を続けるとともに、制度経済学の見地からスウェーデン・モデルの形成と変容について分析してきた者である。つまり、労働運動・労働組合研究の専門家ではないことを予め断っておかねばならない。しかし、名古屋市立大学大学院経済学研究科の制度・歴史系教員として松村教授と一緒に勤務させていただいた約 10 年を振り返ると、たとえ内容が拙くとも、松村教授の問題関心に沿いながらスウェーデンの労働運動について筆者の知識と考察を示すことが一番の追悼になるのではないかと考えた。そこで、この論文を作成する次第である。

本稿の構成は次のとおりである。第Ⅱ節では、スウェーデンの労働運動の歴史的起源について、国民運動との関係性を中心に紹介する。第Ⅲ節は、レーン=メイドナー・モデルの形成過程について、1932年の社会民主労働党への政権交代以降の政治戦略を検討する。第Ⅳ節は、1990年代からのレーン=メイドナー・モデルや労働市場の変容について論じる。最後に、第 V節において、以上の議論を総括し、一考察を提示する。

Ⅱ、スウェーデン労働運動の歴史的起源

18世紀末に産業革命が起こったことで、イギリスが「世界の工場」ならびに覇権国となった. 19世紀末になると、ドイツやアメリカが重工業を発達させ、イギリスに追いつこうとする勢いを示した. しかし、そうした世界における先進諸国の情勢とはほぼ無関係に、スウェーデンは 20世紀の初めまできわめて貧しい北の農業小国にとどまっていた. 農村の深刻な貧困を背景として、多くの人口が北アメリカへと流出するよりほかなかった. とはいえ、同一民族が大半を占め、プロテスタントで宗教的権威がほとんど存在せず、自営農が中心であったスウェーデンでは、独立した諸個人を基礎とした国民的連帯および民主主義の精神が独特に育成されつつあったのであり、それが 20世紀中盤においてスウェーデン福祉国家形成を支える重要な要素となった.

スウェーデンの労働組合運動は 1870 年代に始まり、1880 年代に本格化した。当初は自由主義的組合運動であったが、1880 年代後半には社会民主主義の影響を受けるようになった。19世紀末には、禁酒運動や自由教会運動などの階級横断的な各種国民運動が盛んになり、労働運動もそうした国民運動の一つとして発達した(石原 1996)。

スウェーデン社会民主労働党(以下,社民党)が結成されたのは 1889 年である. 社民党はゴー

³⁾ フランスの労働組合は、伝統的に小規模で複数に分裂しており、経営者との交渉力も弱体であるが、1936 年から「団体協約法」をもっているために、組合組織率が10%以下であるにもかかわらず、産業別協約が労働者の90%以上に適用される(松村2009,157-158)。これは、次のような日本の状況とは大きく異なる。すなわち、「交渉の結果締結された企業別協約が適用される労働者は、全労働者のおよそ1割にすぎない。残りの9割を占める中小零細の労働者の賃上げは、大手・中堅での賃上げ結果の波及によって行われてきた」(松村2013,11)。

タ綱領を踏襲した党綱領を掲げ、第2インターナショナルに参加した。主力支持母体である全国レベルのブルーカラー労働組合(スウェーデン労働総同盟:以下,LO)は、1898年に設立されている。こうした労働運動の組織化に対抗するかたちで、スウェーデン経営者連盟(SAF)も1902年に設立された。スウェーデンの労働組合運動は、急速な産業化と同時に進行したことで、相対的に同質的であった。社民党が労組の全国組織に先立って結成され、政治的なイニシアティブを発揮したために、労働運動全体の団結が優先され、職能組合の要素は抑え込まれることになった(宮本1999、41-42)。

スウェーデン社民党の性格には、初代党首ブランティング(Hjalmar Branting)の思想や態度からの影響が強く反映されたといわれる。石原(1996, 116-117)によれば、1980年代後半におけるブランティングの社会民主主義思想の概要や特徴は3点に整理できるものであった。すなわち、第1に、暴力ではなく平和的移行を目標に置き、当面は民主主義の実現、とくに普通選挙権の獲得を目指し、それをもとに生産手段の社会化を実現すべきであるとの主張。第2に、労働者が個人として自立することが重要であり、社会的・宗教的権威への従属であってはならず、そのためには出版・言論の自由が大切で、J. S. ミルの『自由論』が論拠となるとの主張。第3に、民主主義の獲得のために、自由主義勢力との協力が重要だとの主張。である。

ブランティングは急進的な革命論的イデオロギーを示すのではなく、労働者を中心とした国民政党としての社民党を打ち出したのであり、その際、労働者は「レスペクタブル」な存在でなければならないと強調した。「スウェーデン社会民主主義は、決して窮乏化論・カタストロフ論を奉じたことはなく、むしろ比較的に豊かで文化的にも発達した労働者こそ社会主義への変革の担い手だと考えていた。そのことは、上部構造の自律性を強調した独自な唯物史観の解釈に基づいて、教養・理性をもち人格的にも自立した市民が社会発展を統御していくべきであるとの考えにつながっていた」(ibid. 259)⁴.

スウェーデンにおいて、社民党は普通選挙権の獲得を目指して自由党と組み、1917年には 政権入りを果たした。さらに、1920年に普通選挙権獲得を達成すると、単独政権樹立にも成 功した。しかし、このとき、社民党は党綱領に沿って産業国有化路線を示したことでわずか7 カ月の後に下野したのであり、ここにスウェーデン社会民主主義の政治理念にかなりの変化が もたらされることになった。というのも、この出来事の後、1920年代を通じて、社民党員カ レビィ(Nils Karleby)による「リベラル社会主義」や同じく社民党員ウィグフォシュ(Ernst Wigforss)による「暫定的ユートピア」の思想が新たに展開され、普及することになったから である。

⁴⁾ こうしたブランティングの態度は、社民党内で教養はあくまで階級闘争の手段と考えるパルム (August Palm) との対立を生んだ、パルムはスウェーデンに社会民主主義思想を初めて持ち込んだ人物である。ブランティングは、社会主義の前提は民主主義であり、民主主義の前提は教養であると考えていた。1890 年のブランティングの演説は、「思考の明確さ万歳、頭脳の革命万歳、」というものであった (石原 1996, 302).

カレビィは方法論的個人主義の立場をとり、社会主義は個人の所有がその自立と発展の基礎であるという考え方をリベラリズムから継承するものであるとした。個人的所有が失業や従属的労働で脅かされている時代において、産業国有化や計画経済の絶対視は問題解決にならず、むしろ各種の社会立法が必要であると説いた(宮本 1999, 47–48)。また、ウィグフォシュも産業国有化の絶対視を批判し、社会主義は絶えず経験的な検証にさらされる「作業仮説」でなければならないと説き、現実とユートピアの往復運動による制度制定の必要を論じた(ibid. 49)5)。両者の思想に差異はあったが6)、両者からの共通した影響の帰結として、「〔19〕20年代から30年代の間に、綱領上の修正こそなかったものの、スウェーデン社民党は社会主義を国有化に還元する路線を相対化した」(ibid. 43)。

社民党は1932年に政権を取り戻し、その政権交代はスウェーデンの歴史における重大な分岐点となった。以後1976年まで長期政権が保持されるなかで、スウェーデン独特の政治経済システム、すなわちスウェーデン・モデルが形成されていくことになったからである。1930年代には経済政策・福祉政策における新たな政策アイデアが示され、実行され始めた。1944年の党綱領改正時には、マルクス主義的な用語が削減され、第2次世界大戦後に独自の政治経済システムが本格的に構築されていくことになる。次節では、連帯的賃金政策の形成を主な考察対象としながら、それを取り巻く1930年代から1980年代までのスウェーデンの経済・政治・社会状況の変化を論じることにしよう。

Ⅲ. 連帯的賃金政策の形成

1. 1930 年代における新政策導入と「歴史的妥協」

19世紀末における労働運動などの国民運動に基づく文化的基盤を前提として、スウェーデンが独自の政治経済システムを具体的に作り上げていく起点となった時期は、1930年代であった。1929年にアメリカで起こった大恐慌の余波はスウェーデンにも到達し、失業率が跳ね上がった。それに対してほぼ無策であった自由国民党は大衆の支持を下落させ、1932年に社会民主労働党への政権交代が起こった。この政権交代を機に、社民党は経済や福祉に関する画期的な新政策を導入した。それが大衆に受け入れられるとともに、おおむね期待通りの成果をあげて成功したことで、社民党政権は1976年まで安定的に持続することになった。

⁵⁾ こうしたウィグフォシュの立場は、ジョン・デューイから影響を受けている。 それは「ユートピア的社会工学」 を拒否するものであったが、 カール・ポパーが支持したような暫時的改革をも否定した(Tilton 1990, 44).

⁶⁾ 宮本 (1999, 50) によれば、「ウィグフォシュは、カレビィが所有概念の機能主義的な拡張を徹底するあまりそれを再分配一般の問題に解消してしまい、生産の場における労使の力関係という根本問題を軽視していると考えた」のであり、「ウィグフォシュが構想した社会主義像は、生産の場における労働者の権力により大きな力点を置いたものであった」。

社民党による 1930 年代の新たな政策アイデアの提示は、経済と福祉の両面で顕著であった. 経済政策としては、「新たな財政政策」路線が発表された. 大恐慌による深刻な不況に対し、スウェーデンではストックホルム学派と呼ばれる若手理論経済学者の集団⁷⁾ が、失業委員会⁸⁾ での活動を通じて、積極的財政政策を提言した. とりわけ、グンナー・ミュルダールが作成した 1933 年の政府予算案付録は、不況期における積極的財政政策の発動を理論的見地から正当化するものであり、後年に「ケインズ以前のケインズ的政策」と呼ばれることになる. 「新たな財政政策」路線を押し出し、ミュルダールに上記の予算案付録を書かせたのは、大蔵大臣になっていた社民党員ウィグフォシュ(前節で言及したウィグフォシュと同一人物)であった. 彼は、1920 年代以降、スウェーデン社民党理念の発展に継続的に寄与したが、1930 年代においてはとりわけ経済政策の面で革新的理念を示した. イギリスにおける J. M. ケインズの経済思想や彼の影響を受けた自由党の政治戦略を理解した政治家であり、経済学者ではなかったものの、ストックホルム学派の面々と議論できる知識や能力の持ち主であった.

実際に、スウェーデン経済は比較的迅速に大恐慌の影響から抜け出ることができた。それはウィグフォシュ主導の「新しい財政政策」による部分もあったが、おそらくより効果的であったのはスウェーデンの中央銀行であるリクスバンクのスウェーデン・クローナ切り下げ策やそれに基づく固定為替相場制復帰による輸出振興であった(Jonung 1979; Lundberg 1996)。しかし、ともかくこの時期に、社民党による経済運営に対する大衆の信頼が構築されたのであり、それがスウェーデン・モデル形成を可能とした主要要因の一つになったということができる(藤田 2014、46-48)。

他方、経済政策と並び立つような、福祉政策の新アイデアもほぼ同時期に提示された。それは普遍主義的福祉の理念である。これについては、1934年に刊行されたミュルダール夫妻の共著『人口問題の危機』の影響力が甚大であり、ここにもグンナー・ミュルダールは大きく貢献した。19世紀末から出生率の持続的低下と北アメリカへの大量の移民流出を経験していたスウェーデンでは、1920年代後半には人口減少が危惧されるようになっていた。もともと女性の労働市場進出率は高かったが、出産・育児のために退職を余儀なくされる状況があったために、とくに都市部の多くの女性は出産・育児よりも働き続けることを選んでいた。こうした状況において、ミュルダール夫妻は大衆の危機感に最後の決定的な一押しを与えるとともに、女性が仕事と家庭生活を両立させられるように社会の仕組みを改革する必要を説いたのであ

⁷⁾ ミュルダールのほか、リンダール (E. Lindahl)、オリーン (B. Ohlin)、ハマーショルド (D. Hammarskjöld)、 コック (K. Kock)、ヨハンソン (A. Johansson)、スヴェニルソン (I. Svennilson) らが含まれる。

⁸⁾ スウェーデンでは政策形成における参加制度として, 内閣が重要な案件に関して調査委員会を設置する. 所轄の大臣は諮問状によってその趣旨を明確にして人選する. ストックホルム学派が活躍した失業委員会は 1927 年に設置されたが, 大恐慌前であったので, 当初の調査対象は一般的な大量失業の問題ではなく, 若年層の失業問題であった. 同委員会の活動の詳細は Wadensjö (1991) を参照. なお, 本稿で後述する「人口委員会」も同様の制度を指す.

り, そうした社会政策こそが人口政策であると主張して, 「スウェーデン大衆の思考に爆弾を落とした」(Glass 1940/1967, 316-317).

ここでミュルダール夫妻がいう社会政策とは、「予防的社会政策」として新たな理念を吹き込まれたものであった。それは従来型の事後的・治療的・選別主義的な社会政策から一歩進んで、いまや事前的・予防的・普遍主義的な社会政策が必要な時代を迎えているという認識に基づいていた。夫妻は、貧富の差に関わらず、全国民、とりわけ人口問題に関しては女性や子どもや家族に福祉を整える必要があるとし、現金給付よりも現物給付(無償の公的サービス)を重視した。さらに、夫グンナーは経済学者としての独自の分析視点から、そうした福祉のあり方が社会的に望ましいだけでなく経済にとっても利益をもたらすことを強調した。なぜなら、それは短期的には妊産婦ケアや幼若年層教育などの場での消費・投資や雇用を創出するようになるとともに、長期的には国民の労働生産性を向上させることになると考えられるからである。需給両面において福祉は経済戦略となりうる。とりわけ「福祉とは人的資本への社会からの積極的投資である」との彼の説得は、やがてスウェーデン世論に受け入れられて定着していくことになり、これは同国において今日でも根強い福祉思想となっている。

1930年代初め、社民党では人口に対して新マルサス主義⁹⁾を信奉する者が多く、ミュルダール夫妻の議論に賛同しない者も多かった。しかし、同党員のなかでミュルダールの人口論にいち早く賛同の意を示したのは、党首ハンソン(Per Alvin Hansson)であった。ハンソンは1928年に「国民の家 folkhem」というスローガンをすでに打ち出していた。それは、スウェーデン国民であるならば、家族のように、誰も差別されることも不遇になることもない、という、まさに福祉国家建設の理念であった。ハンソンは、自身の目指す社会とミュルダールの人口論を通じた福祉政策論とに共通性を見出した。党首という有力な後ろ盾を得たことで、ミュルダール夫妻の人口論は次第に党内に広まり、それに沿った人口委員会の具体的政策提言は国会での採択を経て順次実行に移されていった¹⁰⁾。

以上のように、1930年代は経済や福祉に関する政策的革新の時代であったが、労働運動においてもまた、きわめて重大な出来事があった。それは1938年に「サルトシェーバーデン協定」と呼ばれる労使協定が結ばれたことである。サルトシェーバーデンとは、スウェーデンの首都ストックホルム近郊の町の名前を指す。

スウェーデンの組合組織率は、すでに20世紀初めには世界でも最高度に至っていた。1900

⁹⁾マルサスは『人口論』を通じて人口の道徳的制限の必要性を唱えたが、新マルサス主義は避妊という手段を通じて、より合理的かつ確実に出産制限を行うことを唱える。宗教的倫理観の変化が背景にある。イギリスの F. プレースに始まるが、スウェーデンでは 1880 年に K. ヴィクセルが初めて主張した。スウェーデンについての詳細は、藤田 (2016) を参照。

¹⁰⁾ 人口委員会は17もの報告書を提出した. その概要を知るには杉田 (2010) 第1章の整理が役立つ. ミュルダール自身の人口論総括としてはミュルダール (2015) 第3章を参照. それらに対する分析・評価として藤田 (2010) 第5章. イギリスとの対比として同書補章を参照.

年代初めに労働争議が続き、LOが敗れたときには組織率が下落した.しかし、政府による危険な労働争議に対する刑罰法制定の試みは成功しなかったのであり、これは日本とは大きく異なる.スウェーデンの労働争議件数は第1次世界大戦直後にピークを迎え、1920年代も労働停止によって失われた労働日は高水準であった.さらに、1931年には死亡者も出た労使紛争としてのオーダーレン事件が生じている.だが、1932年に社民党政権が成立すると、労使紛争の平和的決着が積極的に図られるようになった.政府の主導を通じて、法制化よりも自律的に産業秩序を構築する方向でLOとSAFの歩み寄りがなされた.社民党が福祉国家路線に沿った現実主義的政策を導入し始めると、使用者側も協調の態度をとるようになった¹¹⁾.そしてついに、労使協調を通じて生産性向上を実現し、それを社会で分かち合うことに全国的な合意がなされたのである.この「サルトシェーバーデン協定」はしばしば「歴史的妥協」と呼ばれる.以来、スウェーデンではこの労使協調路線を基本的前提として労使交渉がなされたのであり、その最大の成果としてレーン=メイドナー・モデルが成立することになった.

2. レーン=メイドナー・モデル

1939-45年の第2次世界大戦中、スウェーデンは中立国であったために、戦争に参加することがなかった。スウェーデンは「新しい財政政策」や通貨切り下げによる輸出の伸びによって、急激な経済回復と経済成長を果たした。やがて戦争の終結が見込まれるようになると、需要不足による戦後不況が生じるのではないかとの予測がなされるようになった。ミュルダールもそのように予測した重要人物であり、戦後の経済計画を牽引する委員会の長を務めていた。ところが、戦後は明らかな好況を示した。経済は過熱気味になり、むしろインフレの抑制が新たな政策課題として現れたことで、1930年代に導入された「新しい財政政策」路線、すなわちケインズ的な総需要喚起策は、戦後の政策課題には適さないと考えられるようになった。そこで現れてきたのが、「レーン=メイドナー・モデル」である。

レーン=メイドナー・モデルは、1951年のLO年次大会において、1930年代以来の経済政策路線に代わるような経済戦略として示された。レーン=メイドナーとは、LO所属の二人のエコノミストであったイェスタ・レーン(Gösta Rehn)とルドルフ・メイドナー(Rudolf Meidner)の名前に由来する。彼らは『労働運動と完全雇用』と題した報告書において、そのアイデアを説いた。端的にいえば、それは連帯的賃金政策と積極的労働市場政策の補完的な組み合わせによって成り立つような供給サイドからの完全雇用・経済成長戦略であった。

¹¹⁾ これについては、SAF に比べて LO の方が組織率や組織整備で上回っていたことも影響していたとされる。1936 年において、LO が75 万 7 千人余りの労働者を組織化にしていたのに対し、SAF に加盟する企業が雇用する労働者は32 万人余りであった。サルトシェーバーデン協定について使用者側組織の視点から詳細に分析した研究として、石原(2008)のとりわけ pp. 36-42 を参照。

1938年のサルトシェーバーデン協定以降、スウェーデンでは労使協調が基本路線となったことで、さらなる労使関係の集権化や組合組織率の上昇が生じていた。レーン=メイドナー・モデルの提示に沿って、1956年にはLOとSAFによるきわめて中央集権的な団体交渉が開始された。労使の頂上団体の交渉に、政府も加わり、ナショナルレベルでの「同一労働・同一賃金」の原則が貫徹され、ここに連帯的賃金政策は実現した。

連帯的賃金政策がとられるとき、決定された賃金水準を受け入れると利潤をあげることができないような比較的低い労働生産性をもつ企業は、倒産を免れない。しかし、レーン=メイドナー・モデルにおいて、それは致し方のないことだとされる。むしろ、そのように低生産性企業・部門が淘汰されることは、そこに属していた人材や資本の高生産性企業・部門への移行を促すのであれば経済にとって望ましく、そのために流動性が後押しされるべきなのである。こうした考えに基づいて、失業者や若者などの再教育・再訓練を充実させ、個々人の労働生産性やエンプロイアビリティを高めるべく後押しする方策が求められた。それが積極的労働市場政策である。連帯的賃金政策は、積極的労市場政策と組み合わさることで、インフレ抑制と完全雇用をともにもたらす経済戦略となりうるのであり、それはケインズ的経済政策の狙いとは根本的に異なると考えられた120.

レーン=メイドナー・モデルが成立したことで、スウェーデン社会経済システムの特殊性、すなわち「スウェーデン・モデル」の制度的仕組みが明確になった。それは3つの政策的な柱から構成される。1930年代の人口論議を通じて政策アイデアが確立した普遍主義的福祉政策、そしてレーン=メイドナー・モデルを形成する連帯的賃金政策と積極的労働市場政策である。労働可能者にとって、後者2つの政策は雇用を保障する。労働可能でない者をも含め、国民全般の生活を保障するのが普遍主義的福祉政策となる。次項では、連帯的賃金政策に注意を払いながら、こうしたスウェーデンに特殊的な制度的仕組みの経済パフォーマンスについての既存研究の分析を見ることにしたい。

3. ネオ・コーポラティズムの経済的効率性

スウェーデンがレーン=メイドナー・モデルを実現させたことについては、1970年代から80年代にかけてのネオ・コーポラティズム(あるいは「社会的コーポラティズム」、「リベラル・コーポラティズム」)研究において、その成果が分析・評価されてきた。ネオ・コーポラティズムという概念は多義的であるが、代表的な定義の一つは次のとおりである。すなわち、「そのシステムでは、構成単位は、単一性、義務的加入、非競争性、階統的秩序、そして職能別の分化といった属性をもつ、一定数のカテゴリーに組織されており、国家によって(創設されるのでないと

¹²⁾ 経済成長と福祉国家の関係性という視点からスウェーデンの特殊性とその変化について分析した最近の整理された研究として、たとえば Buendia and Palazuelos (2014) を参照.

しても)許可され承認され、さらに自己の指導者の選出や要求や支持の表明に対する一定の統制を認めることと交換に、ここのカテゴリー内での協議相手としての独占的代表権を与えられる」(Schmitter 1974、訳 34). つまり、ネオ・コーポラティズムとは、多元主義と対照されるような集権的な利益代表システムである。スウェーデンなどの北欧諸国やオーストリアなどの大陸欧州の小国がその典型例とされ、主に巨大な労働組合の機能が分析されてきた¹³⁾.

ネオ・コーポラティズム研究の進行は、1970年代の先進諸国の経済停滞を背景としていた。1971年のニクソンショックや1973年のオイルショックを契機としたかのように、資本主義圏の先進諸国は高度成長から経済停滞の時代へと推移した。失業率上昇とインフレーションが同時進行する「スタグフレーション」という新たな経済的病弊が現れ、これに対してケインズ的政策は無効だとしばしば考えられるようになった。1979年にイギリスでサッチャー保守党政権が誕生した後、1981年にアメリカでレーガン共和党政権が誕生し、さらに1982年に日本で自民党の中曽根康弘内閣が発足したが、これらの政権では新自由主義(ネオ・リベラリズム)や新保守主義が標榜され、減税、規制緩和、民間活力の利用、個々人の自主自立の重要性と経済的効率性が唱えられた。しかし、この時期、スウェーデンなどのいくつかの国では、別の政策的方向性において、それら諸国と同等以上の良好な経済パフォーマンスをあげることに成功していたのであり、その要因を探究した研究者たちが見出したのが、きわめて中央集権的な賃金取り決めの方式、すなわちネオ・コーポラティズムであった。各国のコーポラティズム指標は、労働運動の集権度(頂上団体のもつ交渉力)、独占度(組織的統合度)、組織率(労働者のうち組織されている者の割合)によって計測されたが、スウェーデンはその上位にあった¹⁴・

ネオ・コーポラティズム研究においては、労働運動の集権度が高い方が失業率を低く抑えることができる、という学説が一般に支持された。それによれば、労働運動が集権的である場合、過激なストライキや過度な賃上げ要求は抑えられる傾向にある。なぜなら、政府・労働者代表・使用者代表のトップ3者による話し合いにおいて、労働者の交渉力は強力であり、社民党のような左派政党の政権支配が強力であることからも、労働者の利益が守られ、あるいは、政府による手厚い福祉の見返り的提供が期待できるからである。また、集権的な労働運動は、自己の行動がもたらすマクロ経済的帰結を視野に入れることができるからである。こうした議論に対して、集権度が高いグループと低いグループの双方で低失業率が達成され、中間グループでは高失業率となるという「ハンプ理論」を新たに示したのが Calmfors and Drifill (1988) であったが、そこにおいても、ネオ・コーポラティズムは経済効率性をもたらすという主張は保持されていた。

スウェーデンにおいて、社民党は1976年に下野した. これは英米よりも早い新自由主義の 到来と考えられそうだが、そうではない. その主な理由は経済停滞であったものの、他の OECD 諸国に比べれば、スウェーデンはなおインフレ率が同程度で、失業率は低く、経済は

¹³⁾ さらに詳しくは Schmitter and Lehmbruch (1979) のとりわけ第1章, 第2章を参照.

¹⁴⁾ 具体的数値などの詳細は、新川ほか(2004) pp. 108-113 を参照.

良好であった.また,経済停滞下での高福祉による財政赤字の蓄積は大きな問題となりつつあったが,英米のように福祉削減が目指されることもなかった. 1976 年においてスウェーデン・モデルは依然として健在であり,1980 年代初めにおいても,ネオ・コーポラティズムの経済的効率性は実証的にも理論的にも確認されていた. スウェーデン以外にも,オーストリアなど大陸欧州の小国がネオ・コーポラティズムの陣営にあり,良好な経済パフォーマンスをあげているものとみなされた¹⁵⁾.

しかし、1980年代半ば以降、ネオ・コーポラティズムを取り巻く経済的環境は、急速に厳しさを増した。多国籍企業の増加、経済のグローバル化、雇用の多様化が進行するなかで、一国内における中央集権的な賃金取り決めから利益を得る者は、労使双方において着実に減りつつあった。1982年に社民党は政権与党に復帰する。だが、社民党内での右派として知られていたフェルト(Kjell-Olof Feldt)が大蔵大臣に就任したことが、経済政策の方向性に大きな変化をもたらした。というのも、彼は、ネオ・コーポラティズムの維持・修正によってではなく、新たに通貨切り下げや金融規制緩和を率先することで、赤字財政や経済停滞の問題を解決しようとしたからである。フェルトはそれを「第3の道」路線と呼んだが、これを機にスウェーデンの経済政策は新自由主義路線に舵を切ったように考えられる。結果として、1980年代後半に短期的な好況がもたらされたが、それは同時期の日本と同様、不動産投機熱による経済バブルであった。1990年の年末にバブルは崩壊し、スウェーデン・モデルを変容させるような大きな経済ショックが生じることになった。1990年代以降については、節を改めて検討することによう。

Ⅳ. 連帯的賃金政策と労働市場の変容

1. 転機としての 1990 年

スウェーデン・モデルの歴史において、1930年代が始点を与える形成期であったとすれば、1950-60年代は成熟期、1970-80年代は揺らぎの時期であり、1990年は明らかな曲がり角を示す年になったといえるだろう。それはスウェーデンの政治経済に関する3つの大きな変化が重なったことの指摘を通じて描写できる。

第1に、連帯的賃金政策の崩壊である。実のところ、連帯的賃金政策は1980年代から崩れつつあった。ブルーカラー労組として伝統的に高い組織率ときわめて大きな勢力をもっていたLOであるが、高度成長期を経るなかで、ホワイトカラー労組であるTCOや専門職労組であるSACOが勢力を伸ばしていた。1983年には国内での中央集権的LO = SAFの団体交渉に

¹⁵⁾ ネオ・コーポラティズム (「社会的コーポラティズム」) に関する代表的かつ包括的研究として, Pekkarinen et al. (1992) を参照.

メリットを見出せなくなった金属労組が、そこでの賃金交渉から離脱した。1990年には SAF 自体が LO との交渉を取りやめるに至った。これにより、1956年から続いていた連帯的賃金 政策の取り決めの場が公式に失われた。スウェーデン・モデルの3つの政策の柱のうち、一つが崩れたことになる。

第2に、1990年の年末に経済バブルの崩壊が起こった。これは1980年代半ばからの金融規制緩和に伴って生じていた不動産バブルが弾けたことによるもので、翌年から1993年までGDPのマイナス成長が続くことになった。スウェーデンにおいて、この経済ショックは後年のリーマン・ショックよりも大きく、財政赤字が急激に膨らんだ(OECD 2011,70)。1994年から経済はGDP成長率では好調さを取り戻し、やがて赤字財政から黒字財政への転換も果たしたが、失業率は以前ほど下がらないままになっている。1960年代から80年代にかけての失業率は1.6%程度であったが、現在では8%を超えており、後述するように若年齢層の失業率は20%を超えるようになっている。完全雇用がほとんど当然視された良好な経済は、1990年の経済ショックを契機に様変わりしたような状況である。

第3に、政権交代が常態化するようになったことである。1990年末の経済ショックの後、1991年には社民党政権から穏健統一党を中心とする中道右派政権への政権交代が起こった。1994年から2006年までは再び社民党政権、2006年から2014年まで中道右派政権、そして2014年以降は社民党政権と推移している。

1991年の政権交代後の中道右派のビルト(Carl Bildt)新政権は、多額の不良債権を抱える銀行に大規模な公的資金を導入することを迅速に決定するとともに、優良債権と不良債権を区分することで銀行の再生を試みた。そうした対処策は奏功し、「ストックホルム・ソリューション」としばしば呼ばれ、他国の不良債権処理に示唆を与えてきた。また同政権は続けて、所得税や企業税の減税を実行し、寡占・独占状態にあった航空・通信・郵便産業などに対しては競争を促進するような規制緩和を行った。つまり、財政再建を新自由主義的な構造改革で成し遂げようとした。さらに福祉に関しては、地方への財源移譲や医療と介護の管轄分離を進める「エーデル改革」を進めた。ビルト政権への評価は賛否ある。不良債権問題処理やエーデル改革は高く評価されたが、財政再建は果たせず、むしろ赤字が積み増したからである。

1994年には再び社民党政権となった.しかし,新自由主義的改革路線は引き継がれ,むしろ積極的に推し進められてきている.積立式への年金制度改革,贈与税・相続税・富裕税の廃止なども決定された¹⁶⁾.1990年代以降,政権交代が頻繁に起こるようになった一方,政策の基本方針は新自由主義の方向に振れたまま保持されているといってよいだろう.1990年代以降,スウェーデンは従来のスウェーデン社会民主主義の理念と逆らい難い新たな時代の流れとしての新自由主義をなんとかすり合わせようと苦闘しているように見受けられる.

^{16) 1990} 年代以降のスウェーデンにおける全般的な政策変化については、Freeman et al. (2010) を参照.

2. 賃金交渉の個別化

既述のように 1990 年に SAF が LO との中央賃金交渉から離脱したことで、スウェーデンにおける連帯的賃金政策の取り決めの場は失われた. しかし、世界の他国と比べるならば、スウェーデンにおける「同一労働・同一賃金」の原則は依然としてかなり保持されている. 少なくとも、日本と比較すれば、そのようにいえるだろう.

LO = SAF による団体交渉は崩壊したが、「同一労働・同一賃金」が望ましいというスウェーデン大衆の考えには根強いものがあり、しばらくすると連帯的賃金政策を再構築しようとするような動きが生じた。1990年の経済ショックの後、多くのストライキや労働紛争が起こったことを受けて、政府が労使双方の代表に呼び掛け、話し合いの場を設けたのであるが、その結果として、1997年に「産業の発展と賃金決定への協調に関する労使間合意」(以下、「労使間合意」)が新たに決定されたのである。現在、この合意は580の団体交渉のうち約130に適用されており、そこに雇用者の約17%、数にして約60万人が含まれている。そこで妥結される賃金レベルが後続の賃金交渉にも影響するので大きな効果をもっており、事実上、かつての連帯的賃金政策を部分的に代行するものとなっている。

しかしながら、この「労使間合意」に対する評価は割れている。Teague (2009) によれば、それはスウェーデン・モデル、とりわけ連帯的賃金政策の再構築であり、現在の状況に見合うように伝統を改修する試みにほかならない。労組側にとっては労働者間の連帯性を保持・強化する方策であり、使用者側にとってはネオ・コーポラティズムに戻らずに分権化や個別化を可能にしつつ労使協調を実現する方策である。それに対し、Baccaro and Howell (2011) は、この動きを企業レベルでの賃金交渉に向かわせるものとし、使用者側の意思決定が大きくなる新自由主義化の動きだと見ており、スウェーデンもまた、世界の新自由主義化の動きのなかに呑み込まれたと判断する一つの論拠としている。

いずれにせよ、スウェーデンにおいてはいまなお賃金決定は「企業の枠を超えた」枠組みで連帯的になされているのであって、それは日本の団体交渉の歴史とは大きく異なることに変わりはない。しかし、また同時にいえることは、経済的・政治的環境の変化によって、スウェーデンにおいても従来の連帯賃金制度を保持することは困難を極め、制度変化が免れなかったということである。現在のスウェーデンでは、賃金上昇分をどのように被用者に分配するかは企業レベルでの決定に任されるようになっている。つまり、賃金はいまだ集団的枠組みで取り決められているとはいえ、次第に個別化しつつある(OECD 2012, 66)。したがって、現在のスウェーデンが抱える問題は、日本と決して無関係ではなく、重なり合う論点を見出すことができる。

3. 雇用条件の分極化

賃金交渉の変容に関わるもう一つの新たな動向として指摘しておくべきは、労働市場における雇用条件の分断ないし分極化であるだろう。従来のスウェーデンでは、ブルーカラー労働者とホワイトカラー労働者の間の分断が顕著であった。早くから組織化されたブルーカラー労組に対し、ホワイトカラー労組の組織化は遅く、別個になされてきたことが起因した。しかし、近年では、これに加え、若年層や移民の雇用問題が顕著に生じている。1990年経済ショック以降、失業率は高止まりしており、既述のとおり、とくに若年層の失業率は20%程度で、全体平均の失業率の2倍よりも高い数値を示している。また、スウェーデン人口に占める移民の割合は高くなり続けており、現在、外国生まれの人口は総人口の15%を超えるまでになっている。若年層や移民は非正規雇用につくことが多いが、他国と比べると、スウェーデンの雇用保護指標は正規雇用と非正規雇用との間に大きな格差を示している(OECD 2012. Fig 1.19)。

かつての連帯的賃金政策の基盤であった労働者の連帯は、こうした労働市場の分極化問題に 直面している。1997年の「労使間合意」を積極的に評価する限り、連帯的賃金政策の基本方 針はいまだ保持されている。しかし、それは労働者のなかの限定された範囲に狭小化したよう に考えられる。つまり、正規雇用に従事するような中核的労働者の雇用条件が従来通りに手厚 く保護される一方で、労働のフレキシビリティはその外部に属する若年層や移民によって確保 されるようになり、そうした経済環境の変化にさらされやすい周縁の労働者たちの割合が増え つつある。ということである。

国民運動としての労働運動という伝統的性質は、いまやほぼ失われているといっても過言ではないだろう。企業ばかりか産業の枠をも超えた賃金交渉を実現したスウェーデンであるが、その基盤たる労働者の連帯はかなりの程度、分断の局面にあり、労働市場は急激に変容しつつある。2014年の国政選挙において、移民排斥を訴える政党としての「スウェーデン民主党」が大きく躍進したことも、こうした労働市場の変化やそれと連動する普遍主義的福祉への支持の変化と密接に結びついているものと考えられる。

V. 結論

スウェーデンでは、国民運動の一環として労働運動が生じ、労働者の利益代表たる社民党が自由主義運動と協力しながら穏健路線をとったことで、早期の政権入りも果たした。1930年代には、社民党主導の新たな経済・福祉政策が成功したことで、福祉国家の形成が着実なものとなり、社民党政権も安定的に持続した。1938年のサルトシェーバーデン協定の締結以来、スウェーデン全体において労使協調の基本姿勢が賃金交渉の前提となった。他国と比べ、スウェーデンではもともと組合組織率が高かったが、さらに高くなった。日本の労働運動史とは

— 78 —

異なり、労働運動が法律で抑制されたことは一度もない.

スウェーデンにおける「企業の枠を超えた賃金交渉」は、産業の枠をも超えて、ナショナルレベルにおける政・労・使のトップによるきわめて中央集権的な賃金交渉へと至った。それは北欧諸国に特徴的であるが、とくにスウェーデンを代表国とみなすことができる。なぜなら、スウェーデンでは1951年にその方向性がLOのエコノミストによって経済戦略的・理論的に提示され、先駆的に実現されたからである。レーン=メイドナー・モデルと呼ばれる連帯的賃金政策と積極的労働市場の組み合わせは、ケインズ政策とは別個の供給サイドからの完全雇用およびインフレ抑制策であった。1956年にはLO = SAFによる団体交渉が開始され、「同一労働・同一賃金」が全国的に貫徹されるようになった。これは、国民運動としての労働運動の伝統、サルトシェーバーデン協定の締結という長年の労働運動史の上に得られた制度的・政策的成果であった。

1980年代以降、スウェーデン・モデルは揺らぎ、1990年代からは大きく変容している. 1990年に連帯的賃金政策は公的に崩壊した. だが、それに代わるような「労使間合意」が新たに形成されてもおり、依然として「同一労働・同一賃金」に近い賃金取り決めが行われている. この点はやはり企業レベルの賃金交渉を行ってきた日本とは大きく異なっている. しかし、スウェーデンもまた、賃金交渉の個別化や労働市場の分断という問題に直面しているのであり、この動向は日本と重なる論点をもつ. おそらく、今日のスウェーデン労働運動における最も重要な問題は、若年層や移民の雇用に関連するだろう. 経済のグローバル化や雇用の多様化は、各国に制度変化を迫っているのであり、現在、スウェーデンの伝統的特殊性を支えてきた国民的連帯としての労働運動も、かなり強い変化の波にさらされているものと観察できる.

参考文献

- Baccaro, Lucio and Chris Howell (2011) A Common Neoliberal Trajectory: The Transformation of Industrial Relations in Advanced Capitalism, Politics and Society, 39 (4), 521–563.
- Buendia, Luis and Enrique Palazuelos (2014) Economic Growth and Welfare State: A Case of Sweden, *Cambridge Journal of Economics*, 38, 761–777.
- Calmfors, L. and J. Drifill (1988) Bargaining Structure, Corporatism and Macroeconomic Performance, *Economic Policy*, 6: 13–61.
- Freeman, Richard B., Birgitta Swedenborg, and Robert H. Topel (eds.) (2010) Reforming the Welfare State: Recovery and Beyond in Sweden,

- A National Bureau of Economic Research Conference Report, The University of Chicago Press.
- Glass, David Victor. 1940/1967. Population: Policies and Movements in Europe, Frank Cass.
- Jonung, Lars. (1979) Knut Wicksell's Norm of Price Stabilization and Swedish Monetary Policy in the 1930s, Journal of Monetary Economics, 5, 459-496.
- Lundberg, Erik. (1996) The Development of Swedish and Keynesian Macroeconomic Theory and Its Impact on Economic Theory, Cambridge University Press.
- OECD (2011) OECD Economic Surveys: Sweden

- 2011. OECD Publishing.
- OECD (2012) OECD Economic Surveys: Sweden 2012. OECD Publishing.
- Pekkarinen, Jukka., Matti Pohjola, and Bob Rowthorn. (1992) Social Corporatism: A Superior Economic System?, Clarendon Press.
- Schmitter, Phillipe C. and Gerhald Lehmbruch (eds.) (1979) Trends toward Corporatist Intermediation, Sage Publications. (『現代コーポラティズム I ——団体統合主義の政治とその理論』山口定監訳、高橋進・辻中豊・坪郷実訳、木鐸社、1984年、)
- Teague, Paul. (2009) Path Dependency and Comparative Industrial Relations: The Case of Conflict Resolution Systems in Ireland and Sweden, *British Journal of Industrial Relations*, 47 (3), 499–520.
- Tilton, Tim. (1990) The Political Theory of Swedish Social Democracy: Through the Welfare State to Socialism, Oxford University Press.
- Wadensjö, Eskil. (1991) The Committee on Unemployment and the Stockholm School, in Jonung, Lars. (ed.) (1991) The Stockholm School of Economics Revisited, Cambridge University Press.
- 石原俊時 (1996)『市民社会と労働者文化――スウェー デン福祉国家の社会的起源』木鐸社.
- --- (2008)「企業から見たボルボ・モデル (1) ----ボルボ企業委員会」『経済学論集』74 (3).

31-55.

- 新川敏光·井戸正伸·宮本太郎·眞柄秀子(2004)『比 較政治経済学』有斐閣.
- 杉田菜穂(2010)『人口・家族・生命と社会政策—— 日本の経験』法律文化社.
- 藤田菜々子 (2010)『ミュルダールの経済学――福祉 国家から福祉世界へ』NTT 出版。
- (2014)「スウェーデン・モデルとミュルダール の経済思想――福祉・経済・価値規範」『比較経 済体制研究』(20)、40-53。
- --- (2016)「新マルサス主義:スウェーデン」マル サス学会編『マルサス人口論事典』昭和堂(近 刊予定).
- 松村文人(2009)「フランス労働組合と団体交渉・社会保障——国家介入型労使関係のゆくえ」新川 敏光・篠田徹編著『労働と福祉国家の可能性 ——労働運動再生の国際比較』ミネルヴァ書房.
- --- (2015)「労働組合・労使交渉の日韓比較」井上 泰夫編著『日本とアジアの経済成長』晃洋書房.
- 松村文人編著 (2013)『企業の枠を超えた賃金交渉 ――日本の産業レベル労使関係』旬報社.
- 宮本太郎(1999)『福祉国家という戦略――スウェーデンモデルの政治経済学』法律文化社.
- (2009)「スウェーデンの福祉国家と労働運動未完のプロジェクト」新川敏光・篠田徹編著『労働と福祉国家の可能性――労働運動再生の国際比較』ミネルヴァ書房。
- ミュルダール, グンナー著・藤田菜々子訳 (2015)『ミュルダール――福祉・発展・制度』ミネルヴァ書房.